

令和6年度第4回武蔵野市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時：令和7年3月11日（火） 午後6時～午後7時45分

場 所：市民会館講座室

出席委員：諸橋会長、小林副会長、生駒委員、伊藤委員、大田委員、篠原委員、
高丸委員、中村(邦)委員、中村(敏)委員、三上委員、渡辺委員

欠席委員：大島委員

【会長】 皆さんこんばんは。第4回武蔵野市男女平等推進審議会をはじめたいと思います。ではさっそく、議題1の前の議事要録の確認です。今、この場で何かご指摘いただくことございましょうか。何かありましたら、1週間程度を目途に事務局まで御連絡をいただければと思います。なければ、議題2に移りたいと思います。それでは、資料2を使って、ご説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 はい。総評ですが、一番下の黒ポチは前回委員がおっしゃられていたことで、個別の施策ではなくて全体に関わることでしたので、ここに記載しました。「施策や事業を実施するにあたっては、市の財源やマンパワーが有限であることを意識しつつ、その必要性や内容、規模等を考えられたい」というところです。施策の推進状況は順調、またはおおむね順調としています。

次のページです。前回のヒアリングを受けて、新しく記入したところを大きな黒丸にしています。黒丸のない太字のところは前回より前に意見を入れたところです。基本目標Ⅰについては、新しく記入したものはありません。基本目標Ⅱは、男性の子育て等のところに、「育休を取る男性も増えてきたが、育休中に料理ができれば母親の助けになる。料理教室を実施することもアイデアの1つである」と、委員がおっしゃられていたことを入れています。

その下、「お父さんお帰りなさいパーティーについて、男性に向けて参加を呼びかける意義は理解できるが、独身男性や子を持たない男性もいること、また、雇用形態が多様化し、定年で完全にリタイアするというモデルに当てはまらない人も増えていることなどを踏まえ、名称には工夫が必要と考える」。前回の議論を踏まえて記載しました。次のページはありません。1枚めくって、介護支援施策のところ、「認知症サポーター養成講座は、内容が学術的かつ具体的で良い。場所が介護施設であることや定期

的に実施していることなども含めて評価できる事業である」と記載しました。前回の委員発言に基づく記載です。

次のページです。「組織として人を育てることも大切である」となっていたところを、「女性管理職を組織として育成する」ことが大事だというように、より具体的な表現にしています。次のページ、こんにちは赤ちゃん訪問についてです。「こんにちは赤ちゃん訪問は、DVの早期発見にもつながる事業であり評価できる。訪問する保健師等がDVについて正しく理解しておくことが大切なので、研修等、能力向上のための取組を引き続き進められたい」としました。前回委員がおっしゃっていたことです。保健師の研修は今でもしっかりやっているということでしたけれども、引き続きやっていくことが大事だという意味でこのように書きました。

次のページです。高齢者・障害者の方への支援で、見守り・孤立防止ネットワーク連絡会議で、消費者被害防止の取組について、電気やガスなどライフラインの事業者の方々の目も大事ですし、地域住民による見守りも大切だという意見がありましたので、このようにいたしました。

次のページ、産後ケアのところです。宿泊型の産後ケアについて、お父さんとお母さんで泊まると1日の育児の流れがよく分かって良いというご意見がありましたので、「宿泊型の充実についても検討されたい」としました。市ではすでに宿泊型は実施していますので、充実という言葉を使いました。

それから、最近はや育休をとって育児に疲れているお父さんもいるので、日帰りの産後デイケアにお母さんと子供が行ってお父さんを休ませるというような使い方もあるというご発言がありましたが、ここには記載していません。記載した方が良いかも含めてご意見をいただければと思っています。前回は踏まえての記載は以上です。

それから、評価の○、◎は前年と大きな変わりはありませんが、基本目標Ⅱ、基本施策3、子育て及び介護支援の充実について、総合評価が○、子育て支援施策の充実が◎、介護支援施策の充実が○になっていますが、認知症サポーター養成講座などよくやっているとのご意見もありましたので、介護支援施策の充実は◎とし、この基本施策3全体も◎でいいかと思っています。

【会長】 ありがとうございます。一通りご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

【副会長】 基本目標Ⅱの基本施策3、子育て及び介護支援の充実のところの介護

も◎として、基本施策全体も◎とするのは良いと思います。いつも介護の取組は申し分ないと思っています。

【会長】 認知症サポーター講座は評価できる。それから、待機児童はゼロだし、基本目標Ⅱは全部◎でいいかということです。いいですかね。ほかいかがでしょう。

【委員】 総評のところですが、マンパワーという言葉は別の言葉にできないでしょうか。

【会長】 そうね。マンというと男。ジェンダーを内包したことばですね。

【男女平等推進担当課長】 人的資源という言葉はどうでしょうか。

【会長】 人的資源に直していただきましょう。性中立的な用語のほうがよろしいですね。ほかにいかがでしょう。

【委員】 4 ページ目の基本目標Ⅱの男性の子育て、介護のところの黒丸で付け加えていただいたところ、「育休を取る男性も増えてきたが」のところですが、もうちょっと男女平等ということを意識して、育休中に料理も分担する必要がある。だから、料理教室を実施することもアイデアの1つであるぐらいに言ったほうがいいのではないのでしょうか。この母親の助けになるという部分が気になります。女性が主体でというイメージが強くなるので。

【会長】 なるほどね。そこは直していただきましょう。

【男女平等推進担当課長】 そうすると、言葉としては、「育休を取る男性も増えてきたが、育休中に料理を分担する必要がある」ですか。

【委員】 家事。

【会長】 家事だね。

【男女平等推進担当課長】 ここは料理教室の話につながる部分ですけども。

【委員】 家事の中に料理がある。

【男女平等推進担当課長】 では、「育休を取る男性も増えてきたが、育休中に家事を分担する必要がある。調理教室を実施することもアイデアの1つである」とします。

【会長】 ありがとうございます。ほかどうでしょうか。

【副会長】 育休中に料理教室に通うということは、あまり実は利があるのかというところもありますから、もし何か料理教室を実施するのであれば、もっとその前段階のところで、参加するほうにつなげるようなお声がけみたいなものがあるといいのかもしれないですね。

【委員】 これは、別に育休中の男性をターゲットにしているアイデアではないと思うんですよ。

【副会長】 できれば事前にとということですよ。

【会長】 そもそも本来の話。確かに、ちょっと育休とか料理教室とか、具体的過ぎたかもしれないですね。

【男女平等推進担当課長】 この文章は、育休中に教室をするとは書いておらず、時期は特に言っていません。事前にと書いてしまうと、かえって限定してしまう懸念があります。

【委員】 そうですね。

【会長】 取りますか。

【委員】 その事前の文章が、家事の分担と大枠で、「料理教室を実施することもアイデアの1つである」なので、課長の言うとおりの、料理教室を実施する時期が育休中だとは読めないで大丈夫だと思います。

【委員】 何かつけるとすれば男性向けのとか、男子料理教室。

【委員】 これ、私が少し考えます。

【会長】 育休を取る男性が増えてきたというのは入れたいか。これ生かすとする。育休の有無にかかわらずといえ、そうなんだけれども。

【委員】 きっかけ。

【会長】 そう、きっかけだから、特出しするというのもいい。できましたか、どうぞ。

【委員】 「育休を取る男性も増えてきたが、日頃からの有効な家事分担が大事である。料理教室を実施することもアイデアの1つである」。これで育休云々って、育休中に何をするかということも言ってないし、料理教室をいつやるかということも言ってないし。

【会長】 そうですね。

【委員】 この有効な家事分担という言葉が正しいのかわかりません。日頃からの家事分担でもいいかもしれないですが、言いたいことは、有効な家事分担なんです。

【会長】 日頃からの家事分担も必要である、重要であるぐらいにして、育休中は取りましょうか。例えば料理教室を、ぐらいにするか。

【委員】 料理教室などをとか。

【会長】 料理教室だけじゃない。「料理教室等を」としましょうか。育休を取る男性は残し、家事分担は日頃から大事というふうに。例えば料理教室なんかいいんじゃないかというふうにしてもらいましょう。

それから前回、委員が最後のほうに言われた、基本目標Ⅲの人権尊重と暴力について、基本施策4の施策1のところ。産後ケアは入れましたけれども、そこに男性の育休時に母子が泊まりに行っている間に男も休めるじゃないかというので、ここに加えたかどうかという事務局案なのですが、どうしましょう。趣旨的にそんなことでよろしいかどうか。

【委員委員】 宿泊型の充実だけだと全然足りない。宿泊型は初期はすごく大事なんですけども、結局2か月過ぎてくると、赤ちゃんも寝るようにはなってくれるので、どちらかというと慢性疲労がたまってくるところで、夫婦げんかも増えるし、メンタルダウンも起きてくるので、そのフォローをするのには、何が必要かという、二人がずっと一緒にやるのではなくて、セパレートすることが大切。お互い体を休めるだの、先ほどの家事分担もありましたが、もっと分業できるようなシステムができるといいのかなと思います。二人がたまに離れることで、一旦けんかしていたのも仲直りして、お互いいたわれるようになるというのは実際やっけていて感じます。パパが育休を取っているから産後ケアは使わなくていいですという人が結構多いんですが、結局疲れて、共倒れのようなケースもある。お父さんのほうが鬱になっていることもありますので、ここは、離れてもいいんだよという趣旨で記載があってもいいと思います。

【会長】 趣旨はそうですね。

【委員】 一緒に全部協力し合うのも大事なんだけど、頑張り過ぎちゃうんですね。ですから、お父さんが休めるというのは、産後ケアにお父さんが一緒に来るという意味ではなく、おうちでどちらか1人は休めばいいので。どっちでもいいんですけども。施設的には多分おっぱいのケアとかもあるので、お父さんがおうちのほうがいいのかなと思いますけれども。

【会長】 たまには離れて一旦休むという、そういうニュアンスですね。

【男女平等推進担当課長】 何か言葉としてうまく入れられないかなと思ったんですけども。

【委員】 宿泊型に限定せず、利用施設がもっと増えるといいです。宿泊型にして

もデイケアでもどっちでもいいんですけれども、産後ケア施設がもっと増えたらいい。

【会長】 なるほど。

【副会長】 産後ケアの使い方について、何か冊子などに説明が入っていればいいですね。

【委員】 そうですね。産後ケアのパンフレットのようなものは、お母さんたちには妊娠したときや、産後にも配っています。そこにシミュレーションが載っているんです。こんなときは宿泊型がいいとか、こんなときはデイがいいなど。でも今のところ、そこにパパも休もうというのはいないんです。

【会長】 母子が中心なんですね。

【委員】 そうなんです。

【会長】 そういう意味では男でも有効活用できるよと。

【委員】 はい。お父さんが育休取っているのに、産後ケアを使うのはぜいたくなのではないかと遠慮の気持ちがあるのかも知れませんが。訪問に行くと、雰囲気がいざずすぎずしていることがあって、少し2人離れてみたらどうですかというのはいざずぐ思います。今までそんなにずっと一緒にいたことはなかったんじゃないかというくらい離れずにいることで、かえっていざずすぎずしてしまう。もちろん夫婦で協力し合うことは必要ですけれども、うまく、産後ケアを使ってお互い分業できるようになればいい。そういう趣旨なんです、文章化が難しいです。

【会長】 どうぞ。

【委員】 たたき台です。産後ケアについては、母親及び父親の休息やメンタルヘルスの時間を取る。もう少し練ります。

【会長】 育休中に男性が家にいて、母子が宿泊やデイケア行ってもいいわけだね。

【委員】 そう。だからママが行ってくれと、パパはちょっとサウナ行ったりとか、大好きな漫画喫茶に行くとか、何か好きなことをしていいよという時間もパパに必要。家で、パパが寝たいかって言われると意外とそうでもなく、自分の好きなことをしたかったりとかがあるので、パパ用の施設をつくるというよりかは、母子の健康管理ができるとか施設があつて。

【副会長】 そういう使い方でもどうぞということですね。

【男女平等推進担当課長】 委員の言葉をいただいて、「産後ケアは母親及び父親の

休息やメンタルケアのために利用することも有効である」としてはどうでしょう。

【委員】 決してパパ用の施設が必要であると取られないようになればいいかなと思います。

【委員】 パパは多分遊ぶ場所はある。スターバックスでも何でも。

【会長】 デイケアや宿泊型みたいなのは入れなくていいですか。

【委員】 そうですね。宿泊型だけが増えればいいというわけではなくて、できればデイケアが増えたほうが本当は良い。

【委員】 じゃ、宿泊型やデイケア。

【会長】 の充実についても検討され。これ生かして。

【委員】 それに加えて、ポツがついて、今、会長がおっしゃったように。

【男女平等推進担当課長】 母親及び父親の休息やメンタルケアのために利用することも有効であるので、周知に工夫をされたい。

【委員】 そうですね。

【会長】 いいじゃないですか。それを加えてもらいましょう。ほかいかがでしょうか。

それでは、もう一つの議題に移りましょう。第3議題です。男女平等推進センターの課題と今後の方向性の検討ということです。国もガイドライン作成検討に関する提言をまとめているので、それも見つつ、武蔵野市の男女平等推進センターの課題、今後の方向性について、センター条例ができて10年たちましたので検討したいと思います。では、資料3に基づいてご説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 第五次男女平等推進計画の中に、男女平等推進センターの課題を整理し、今後の方向性を検討することが書き込まれています。男女平等推進センター条例は平成28年10月1日に施行されましたので、令和8年でちょうど10年になります。この機会に課題等を整理して今後の方向性を検討するというものです。庁内を中心に検討を進め、審議会の意見を伺いながら、令和7年度末をめどに結果をまとめたいと思っています。なお、内閣府から男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキンググループの提言が出ていますので、これも参考にしたいと思っています。

今日は、何か決めるということではなく、論点の設定や、検討の大まかな方向性についてご意見をいただければと思います。

論点は4つ設定しました。論点1は施設の目的・役割です。市の男女平等推進の拠点として、様々な相談講座を行ってきたということや、講座等の事業は、市民との連携・協働により実施してきたこと、一方で、利用者は性別では女性が多く、年齢では若い方が少ないなど、一部の層に限られるという課題があることを記載しています。

また、家族構成や社会状況が変化してきている中で、センターは今後どうあるべきかということもあります。例えば共働きが増えてきて、男性もワーク・ライフ・バランスを意識し、家事育児をやるようになってきているとか、また、性的マイノリティーに関する社会的な理解が広がってきていて、多様な人々が利用するセンターになってきているというようなこともあります。

今後の方向性としては、国の提言なども参考に、多様な関係者と連携協働して、広く地域住民に開かれた存在とする、ということや、広く男女平等の推進に関する啓発等を行うとしています。広くということが大切と考えています。

続いて、論点2は事業です。条例に書かれている順にまとめています。①は学習、研修、啓発。男女共同参画フォーラム等様々な切り口で講座を実施してきたこと、男女平等に関心の薄い層への啓発が十分でないということを書いています。そもそも啓発の講座などは、もともと関心がある人は申し込んできますが、そうでない層にちゃんと啓発ができているのかという部分が課題であると思っています。また、それとは逆に、ある程度男女平等に関心がある層に対して、学ぶ機会を十分に提供できているのかということもあります。

②番、情報収集や提供です。「まなこ」は1991年から発行しています。市民編集委員4～5名と一緒に編集していますが、市民編集委員は、仕事を持つ方も増えていて、有給休暇を取って編集会議に参加する人もいるなど、負担は少なくないですし、職員の負担も少なくありません。年に3号を発行しているということもありますが、もう少し効率的にできないかなというところは課題と思っています。「計画では、「まなこ」の認知度を、今19.5%のものを35%に上げるのが目標ですので、読者拡大の工夫も必要です。

あとは情報コーナー、これはミニ図書室ですが、年間100冊程の貸出しがありますが、もう少し利用してもらえないかなというところです。

3番目、市民及び団体の交流活動支援です。団体活動補助金、会議室の使用料の減免や予約の優先受付、ロッカーの貸出などの支援を行ってきました。団体活動補助金

については、コロナ禍で利用する団体が減り、その後戻っていないことなどが課題だと考えています。

4 番目、市民相談、社会参加促進です。相談は、平成 21 年に女性総合相談を開始し、平成 30 年には女性法律相談、令和元年からはむさしのにじいろ相談を開始するなど、様々な相談に対応できるように順次体制を整えてきています。相談のできる曜日や時間帯も、平日の昼間や、平日の夜間、土日など、様々な時間帯を設定し、様々な人が利用しやすいように配慮をしてきました。

今後は、例えばオンラインを利用した相談や、男性の相談というのも課題かなと思っています。⑤その他、パートナーシップ制度です。一定の利用がありますが、引き続き利用の促進を考えていかなければというところです。

今後の方向性ですが、啓発等については、目的や対象者に合わせ柔軟で多様な講座を実施することを考えていく必要があると思います。例えば、広く浅く啓発するものや、関心がある層に向けて少し深い内容を届けるもの、男性向けや、若者向けなど、対象を意識して柔軟に企画をしていく必要があるということです。また、「まなこ」はより効率的、効果的な方法を検討する必要があると考えています。

3 つ目は、ニーズに合わせた支援を行うことで団体活動を活性化するというものです。補助金の利用が減っていることもありますし、会議室の予約の時期が使いづらいという声も団体からいただいているので、それらも含めた課題です。

それから、あらゆる人が性別に起因する相談を受けることができる仕組みを構築する。これは男性相談も含めて検討課題と思っているところです。

パートナーシップ制度の利便性の向上を図るとしています。こちらパートナーシップ制度を使っている方が利用できる市の施策を、随時増やしてきてはいますけれども、充実させ、また広報もしていく必要があるというところです。

論点の 3 つ目、施設についてです。条例上、男女センターには 4 つの施設があります。会議室は、利用申請の期間についての課題、W i - F i の強化。相談室が防音でないことやオンラインの環境がないことも課題です。交流コーナーは、自由に使える打合せスペースですが、利用があまりない。情報コーナーは、ミニ図書室ですが、入り口が狭くて、利用しにくいという声もいただいています。

これらは、令和 8 年度に実施する、市民会館全体の大規模改修で、相談室の防音ですとか、情報コーナー交流コーナーのレイアウトを見直して、図書が人目につきやす

いような形に変えるなどができたらと思っています。

続きまして、論点4は主に運営面のことです。その一つ目、センター運営に必要な能力を持った人材の獲得や育成を強化する必要があるとしています。現在、センターには、市の正規職員のほかに、会計年度任用職員で、講座企画担当の事務職員と、一般事務の職員、夜間窓口専門の職員の三職種が配置されていますが、それぞれの能力向上はもちろん、今後のセンターの職員に必要な能力というものを整理をする必要があるかなと思っています。

ポチの2つ目です。夜間や土日祝日には来館者が極端に少ない場合がありますが、施設管理上職員を配置する必要がある、限られた人的資源を最適に配置するという観点で課題があります。男女平等推進センターは朝9時から夜10時まで開館していますが、夜5時から10時の間に訪れるお客さんはいない日が多い。でも職員は配置していなければいけないので人の配置という意味ではもったいない。その分を、昼に集約することができれば、日中の体制が強化できるという課題意識です。

今後の方向性としては、職員の能力については、国立女性教育会館NWECCで研修プログラムをつくる予定があるということです。それを利用して育成を図ることであったり、開館時間については夜10時まで開けておく必要が本当にあるのかということも含めて検討が必要だという観点で方向性を書いています。

以上、論点を4つ設定いたしまして、今後検討を進めていきたいと考えています。

【会長】 ありがとうございました。これに関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

【委員】 すみません。こんなに頻繁にここに来ている市民なのに、市民会館というのは何で、男女平等推進センターとの関係がどうなのかというのがわからなくて。

【会長】 どういう箱で、どういう仕組みか。

【委員】 最近プレイスに行っていると、プレイスってすばらしいなというのは最近気づいたんですけれども。

【男女平等推進担当課長】 市民会館は、教育委員会の生涯学習スポーツ課が所管する施設です。男女平等推進センターは市民部市民活動推進課が所管する施設で、もとは、この近隣のプレハブの市政センターの2階に入っていたのですが、その建物がなくなるタイミングで、この市民会館の中に移転してきたという経緯があります。市民会館の建物の中の一部が、男女平等推進センターという別の公共施設になってい

ます。

【委員】 別のところに間借りできないんですかね。プレイスとか。

【会長】 移転ということもね。

【委員】 広い層に知ってほしいのなら、こんなに離れて、隠れたところにひっそりいたら見つからない。プレイスだったらいろいろな人たちがいるから、人目につくと思います。簡単にはいかないことは分かりつつも、本気でこの男女平等推進センターとこの男女共同参画事業をどうにかしたいのであれば、それくらいやるということじゃないですかね。

【会長】 改修どころか、まず移転ということですね。

【委員】 アクセスの良さってということですよ。

【会長】 アクセスの良さと目立ちやすいと。

【委員】 プレイスならほかの事業がいろいろあるから、ついでに来る人たちが増えるわけですよ。だから、ここに連れてこようとするのではなくて、すでにあるところに行くというほうが絶対効率がいいですよ。やっぱり知られてないというのはすごく大きいと思うんですよ。今、割と複合施設の中に男女共同参画のセンターが入るという動きになっているので、トータルで総合的な支援のようなことを考えたら、そのような方向性のほうがいいような気がします。

あと、相談の中でよくどこに行ったらいいか分からないけれども、このもやもやはどうしたらいいんですかというような相談が結構多いんですが、そのときにセンターの役割ってとても重要だと思っています。でも若い人たちは知らない。そんなのがあるんですかという感じです。そういう意味でも、周知が一番大切だということをこの頃実感しています。特に若年層。若年層の人たちが結構悩みを抱えていて、それをどこに相談していいか分からないという実態があるので、その辺を拾い出すというか、拾い上げていくということも大事だと思います。

【委員】 スマホで経路を検索してみたら市民会館を知りたいのに市民文化会館が先に出たりして、市民会館と市民文化会館の違いがわかりにくいんです。

【委員】 私も、当初は審議会に来るのも3回ぐらい迷いました。

【副会長】 すみません。むさしのプレイスは図書館機能以外の機能も入っているんですか。

【男女平等推進担当課長】 図書館機能のほかに生涯学習支援機能、市民活動支援

機能と青少年活動支援機能の4つがあります。

【委員】 いろいろマッチングしていますよね。

【男女平等推進担当課長】 例えば若い方へということであれば、地下2階が中高生世代のためのフロアがあるので、プレイスの青少年活動支援機能と連携をして、何かやっていくということはあると思います。

【委員】 絵本のコーナーもあるから親子連れもいるし、もういろいろな層が来ている。この前は野外活動センターがCPR（心肺蘇生法）のエピペン講習をやっていたので参加してきました。

【副会長】 夜10時までというのは、市民会館の時間に合わせているということですよ。

【男女平等推進担当課長】 そうですね。ここに移転してきたときに合わせました。

【会長】 その根拠になっているセンター条例も10年たったし、一朝一夕というわけにはいかないでしょうが、場所から考えてもいいかもしれない。そういう意見があるというのは、大事な指摘だと思います。利用者懇談会みたいなものがあるんですよ。

【男女平等推進担当課長】 男女平等推進団体や公募市民で構成する企画運営委員会という会議があって月1回程度やっています。

【会長】 月一遍ぐらい。利用のしやすさ云々とか、そういうのに関してもそういうところから意見が出てきているわけですね。

【男女平等推進担当課長】 主に事業のことが中心になりますけれども、いろいろな話はします。

【市民活動担当部長】 場所に関しては、市民会館の大規模改修を機に、別の場所に移ることも庁内で検討はしましたが、市全体の公共施設の床面積を増やすということは難しいということもあり、今の場所で、環境を改善してやっていくという結論になりました。市民会館の開館時間に合わせて夜10時まで広く薄く人を配置していますが、それを日中に集約すれば、新しくできる事業もあるかもしれません。

【委員】 逆にできないですか。いろいろな部署の人たちを、ここに取り込んでいく。今度ここを新しく複合にするというか。

【市民活動担当部長】 執務スペースを取り込むことはできないと思うんですけども、例えば相談室の環境が改善されたり、それに合わせて人の配置なども検討が

できるのであれば、もう少しほかの課と一緒にできることはあるのかなとは思いますが。

【委員】 10時までやる必要は絶対ないと思います。8時間なり7時間にすべきです。それで、集中的に別の業務でもっとセンターの活動を活発にすることを、審議会として提案したいです。

【会長】 ありだと思います。

【副会長】 夜間に相談をするニーズとか、土日に相談するニーズもゼロではないと思いますので、1か月の中でどこかはそこで対応するということがあったほうがいいとは思いますが。試行して、ニーズを見てもいいとは思いますが。

【男女平等推進担当課長】 相談は予約制で夜の時間枠を設定しています。ですから、夜の相談枠を予約した方が来館することはありますが、そうではなくて、自由に来館する人はいないというのが課題だという意味です。

【副会長】 分かりました。

【委員】 ふらっと来る方のために、10時まで開けておくというのは長いような気がしますね。例えば9時とか、もう少し時間を短くするとか。

【委員】 私は、5時とか6時でいいと思う。

【会長】 お役所だからじゃないけれども。

【委員】 そういう感じで工夫してみる。

【男女平等推進担当課長】 例えば夜間に相談枠を設けている日に、それに合わせて8時頃まで開けているのはいいんですが、相談がない日は本当に来館者がいません。

【委員】 オンライン相談の方に引っ張っていったほうが、お互いプライバシー守られて良いのではないのでしょうか。

【副会長】 法律相談についてですけれども、対面での相談と電話相談は違うし、電話相談とオンライン相談も違います。手段が違うだけで、内容は同じことができるかということ、そうではないんです。電話相談というのは、匿名性という意味で、ニーズはあると思うんですけれども、表情なども含めて視覚的な情報は結構大切なのですが、それが欠けている中で、電話で充実した相談ができるかということ難しい部分があります。弁護士会で電話相談をするときは、時間も長くないので、仕分をした上で、必要なら本格的な相談にきちんとつなげるという、いわば入り口の位置づけです。オンライン相談は、録画されるとかいろいろなリスクがあるので、弁護士会などでは、気楽にやっている事業ではないんです。相手の事情を考えることも大事ですが、相談

員の側のことも含めてさまざまな検討をした上で、試行しながら変えていくやり方がいいと思います。

【委員】 基本的には、開館時間は5時なり6時なりで区切って、相談については予約制で、今のとおりにやるというのが良いのではないのでしょうか。

【会長】 いま貴重な御指摘をいただきました。対面とオンラインでまた違うということ、夜遅くまで開館している必要はないんじゃないか、でも相談があるときは夜もやったほうがいいかもしれないと。

【委員】 ふらっと来る人はいない。

【会長】 あまりいない。

【委員】 駅前とかだったら来やすいと思うんですけども、ここにふらっとはなかなか来ないと思うんですね。

【会長】 通り道だからね。

【副会長】 すみません。平日や休日は、どんな人員配置なんですか。

【男女平等推進担当課長】 平日の昼は5人か6人で夜間は1人です。

【副会長】 思ったより多い気がしましたが、どんな仕事をされているんですか。

【男女平等推進担当課長】 啓発の講座の企画実施や、情報誌「まなこ」の編集も多いときは毎週のように市民編集委員と編集会議をしたりしますし、審議会に関する業務や計画策定のような政策的な性質の仕事、会議室の貸出や図書室の管理、パートナーシップ制度の受付等さまざまです。

【副会長】 センターに職員の方は何人なんですか。

【男女平等推進担当課長】 日中は正規職員が2人と会計年度任用職員3～4人、土日祝日は正規職員1人と会計年度任用職員1人です。

【委員】 人材確保の点で言えば、待遇改善が必要なのかなと思います。若い層にはジェンダー論を学んでいる人も結構いますし、大学院に進学する人も少なくないので、そのような専門性のある人達がセンターで働くようになれば、いいと思うんですけども、待遇がよくないから考えてしまうというのが実際にあります。だから待遇の見直しをすれば、働きたい人はいると思うんです。

【委員】 待遇というのは勤務時間が夜遅いとかそういう待遇ですか。

【会長】 給料だよ。

【委員】 それはここで言うてどうこうできるものではないんじゃないのでしょうか。

【委員】 でも、そういう体質改善もしていかないと、いい人材は集まらない。

【委員】 給料ということになると、例えば人数を減らして、その分で給料を上げるとか、全体のパイの中で考えなくてはならないと思います。

【委員】 予算を増やせば上がっていくんじゃないですか。男女共同参画の必要性みたいのがね。

【市民活動担当部長】 この審議会では給料を上げるという話までは、難しいと思いますけれども、例えば現在、夜間や土日祝も全部開館して職員配置しているのを、集中集約するように見直して、その分、事業や企画を充実させることを考えるならば、受付業務のための人という部分を減らし、企画ができる人を増やすように求める人材を変えていくという考え方はあると思いますし、そうすると処遇も違うので、給料の面も違ってくるというのはあるかなとは思いますが。

【委員】 すみません。夜間の相談はどれぐらいの件数があるものなんですか。週に何回とかで。大体でいいんですけども、夜間はすごく需要があるのか、実はそうでもないのか。それを週に1回に集約できるのか、予約制にできるのか。

【副会長】 内容に緊急性が高いものがあるのであれば、件数だけの問題でもないのです、それも含めて教えていただけるといいのですが。それと、会議室について伺いたいんですけども、市民会館と男女平等推進センターがあって、その2つが会議室を別々に貸しているんですか。

【男女平等推進担当課長】 夜間に女性総合相談を実施しているのは月に1日で、相談件数は年間で十数件です。会議室はいつも審議会をやっているのが男女平等推進センターの会議室で、それ以外は市民会館の所管です。

【副会長】 使う人の目的によって、使えたり使えなかったりするんですか。

【男女平等推進担当課長】 優遇の面で違いがあります。男女平等推進センターの会議室は男女平等推進団体が使う場合は、ほかの方よりも早い時期に予約ができます。

【副会長】 そうだとすれば、ある程度まとめたらどうでしょうか。優遇措置は残して。

【委員】 ③の市民及び団体の交流、活動支援のところで、1団体5万円の補助金がありますが、これは抜本的な再検討が必要ではないかと思います。私だったら5万円をもらって何をするかなと考えながら、見てみたことがあるんですけども、補助金をもらうための手続きがいろいろとあって、使い勝手が悪いなと思いました。使い

勝手の悪い5万円を広くいろいろな団体に出すよりも、例えばこの5万円を講師謝礼のような予算にしたほうがいいのではないかと思います。以前、この審議会の議論で、産婦人科医などが学校に出張して講座ができたらいいよねという議論があったと思うので、補助金はやめて、そのための謝礼にするのはどうかと思います。もちろん波風も立つでしょうけれども。

【副会長】 すごく立つと思いますよ。

【委員】 波風立つことを恐れていたら質のいいものは提供できないんじゃないかなと思います。時間を例えば9時5時で切るということに対する波風も同じですし、夜の相談がどれぐらい重要なのか。本当に緊急性があるんだったら警察に電話してくださいという話だと思いますし、メリハリをつけて、いいものを提供できるといいんじゃないかなと思います。

【委員】 夜の相談は働いている人のために必要なものであって、緊急のためではないと思っています。そういう意味では、今は平日の午前、午後、夜間、土曜などとバランスよく相談枠が設定されていて、いろいろな方が相談しやすい状況をつくっていると思います。そういう観点で、夜はもっと大事にしたほうがいいと思っています。

【委員】 夜の相談は、ここじゃなくて、プレイスとか別のところに行ってやったらいいんじゃないでしょうか。

【副会長】 そうですね。場所が違えばもっと人が増えると思います。

【市民活動担当部長】 会場の問題と、その事業をどの時間帯でどこでやるかというのはまた別の問題かなと思いますけれども、委員おっしゃるように、夜間休日ではないと相談に来られない方はいると思うので、そのような必要性はきちんと頭に入れないといけないかなと思います。一方で、緊急性のあるものについては、ここが市役所の本庁から離れているがために、なかなか措置や、福祉的な支援は難しいのが現状です。

【委員】 海外の日本の大使館とか総領事館で、出張領事サービスというのがあって、別の管轄の都市の会場を借りて相談をするんです。そういう出張相談サービスのようなものがあるといいのかもしれないですね。

【会長】 こちらに直接に駆け込んでくるような人というのは、いらっしゃるんでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 こちらに緊急でかけこんでくる方はいません。DVの

保護などは本庁の子ども家庭支援センターで対応していますので。

【会長】 そこからシェルターつないでとあるわけですね。いろいろな機能があるから、ここに全部持たせるわけにはいかないでしょうし。

【市民活動担当部長】 この持つ機能に適した周知の仕方を工夫して、もう少しここに来たい人に知ってもらうことは必要かなとは考えています。

【会長】 場所と時間の問題がありますから、ここで何でもというわけにいかないと思うんですね。

【委員】 男女平等推進センターの条例ができてから10年、センターができて10年ぐらいになるんだと思います。地域包括支援センターといいまして、高齢者の方の相談をする機関はできて30年ぐらいになるのですが、かなり周知に時間がかかっています。困ったことがあればここに行くんだということを、行政がいろいろな場面で積極的に周知している。それでも十分ではないんですけれども、最近ようやく市民に周知されてきたと思います。

それから、この男女平等推進センターが、相談を1つの軸としてやっていくのであれば、武蔵野市というのは横に長くて、3つ駅があるので、吉祥寺、三鷹、武蔵境と3か所ぐらいないと、まず無理。相談ができる場所で、ここで解決できなくても、別のところにちゃんとつなげられると。そういう機能が果たせれば、すごく意味があるんだと思います。なかなかお金のことや、いろいろなことでお悩みだと思いますし、そういう印象は、皆さんのお話を伺っていても感じました。

【副会長】 相談場所が、例えば吉祥寺の駅に近いところとか、むさしのプレイスとか、ある程度選べるとかだと、もしかしたらもうちょっとやりやすいということがあるのかもしれないですね。

【委員】 こっちから出向くことはしないんでしょう。

【副会長】 家にとかはないでしょう。

【委員】 それは駄目なんでしょう。相談があつて、こちらからからそちらのお宅に出向くとか、そこまではしないですね。

【市民活動担当部長】 アウトリーチはしていません。

【委員】 でも、結局それをやらない限りは、多分難しいと思います。

【委員】 でも、どこかの会議室を借りてやればいいんじゃないですか。

【会長】 それはできますよね。

【委員】 曜日で決めるといいかもしれませんね。

【会長】 場所を介して周知をするというのはありだと思いますね。家まで行くのは大変だけれども。

【副会長】 すみません。男性相談を実施するというのが、国の提言としてあるんですかね。ちょっとそこで、もしそれを検討するとすれば、たしか男性相談はどこかやっているところありますよね。

【男女平等推進担当課長】 他自治体で少しずつやるところがでてきています。

【副会長】 女性相談も法律相談まで行くと、離婚とか、何でしょうね。傷害事件とか、それぞれの法律問題に仕分ができるんですけれども、男性相談というところで、相談を受け付けた場合に、男性性みたいなことが、どの程度、どんなことが相談されるものなのかとかということについて、ある程度分かると、イメージが持ちやすいですし、あと頻度の問題も多分出てくると思いますので、少しもしそういう資料があるのであれば、そのほうが相談することが望ましいという方向でいくのであれば、議論しやすくなるのではないかなと思います。

【会長】 男性相談ってあるんですよね。

【副会長】 ありますよね。

【委員】 男性相談は増えています。

【副会長】 そうなんですね。

【委員】 各自治体の共同参画センターでも男性相談をやりたいところが多くなっていますね。私たちが関わっているところも、今年から始めていますし。

【会長】 男性のアサーティブとかね。

【委員】 女性も男性も悩みは同じなわけで、それこそ男性の更年期もあったりして、自分の仕事のこととか、それから妻との関係とか、そういう形で相談できやすくなっているんじゃないかと思います。男性だから相談がないということはないと思うし、心の悩みなんて、鬱なんかは男性のほうが多いくらいで、心療内科につながったりとかというケースも結構あると思いますので、必要性はあるかなと思うのですが、男性は相談することが敷居が高いと感じるのか、相談を利用しないというのも実際にあると思います。

【委員】 次年度の議論としては、メリハリをつけて切れるものをどう切るか、開館時間の問題も関係してくると思いますがそれが、第1フェーズで、次に、切れるも

のを切った後で、その代わりにどのようなことが可能なのかというのが第2フェーズの議論かと思います。「まなこ」の編集発行にかかる負担が結構あるという話でしたが、これは第1フェーズの議論だとすると、「まなこ」に使っている時間と労力や予算を別の形にするべきかどうかということも、審議会で考えるような話なんではないでしょうか。

【会長】 大事な情報誌だから。

【男女平等推進担当課長】 課題として出していますが、審議会であまり細かく具体的なお話しまでいただくのはどうかと思っています。

【委員】 じゃあ、審議会で「まなこ」は考えなくていいですね。

【委員】 大規模修の中身について意見してもいいんですか。

【男女平等推進担当課長】 大規模改修は、実施設計まで進んでいますので、難しいです。

【委員】 そうなんですね。普通の会議室が多いですけど、そうではなくて、人が来たがるようなもの、例えば、先ほど料理教室のアイデアがありましたが、料理ができるスタジオのようなものもいいのではないかと思います。

【男女平等推進担当課長】 料理室は市民会館の2階にあります。

【委員】 それをもうちょっと活用できるといいんじゃないかなと思っていますけれども。

【副会長】 改修ってどのぐらい改修するんですか。

【委員】 建て替えではないんですよ。

【男女平等推進担当課長】 空調や水回りなどが相当劣化しているのでそういった部分を直すのが主な目的です。

【委員】 じゃあ、見た目には全然変わらないですね。

【会長】 外見は変わらないですよ。

【市民活動担当部長】 今は、誰でもトイレが女子トイレの中にあるというつくりなのですが、水回りを変えますので、誰でもトイレを独立させるというようなことはあります。

【委員】 魅力的な施設というのは1つ大事なポイントだと思います。カフェが併設されたりするといいですよ。

【委員】 そうは思いますが見た目には変わらないでしょうね。

【会長】 審議会でどこまで意見を言っているのか分からないところがありますが、

ただ、貸館業務に労力を割いている部分を少しスリムにして、一方で専門性を高めるようにするとか、そういうよう方向性を打ち出せばと思いますけれども。

他自治体の例ですが、ジェンダーを専攻する大学院生が非常勤としてセンターで働いている例もあります。研究職に就けなくても、センター勤務というののもちょっとしたキャリアになりますし、そこで専門性を高めたという人もいます。NWE Cとか、それから女性学会などの大会では、必ず女性センターの非常勤職員たちのワークショップができて、女性の自立と言うけれども自立ができない現実が話題になります。

そういう人たちが専門性を生かして食べられるような、そういうセンターづくりというのもすごく大事だと思うんですね。大事な政策提言もできるし、利用者への寄り添いにもなると思うんですが。

市民講座の講師費用に助成金を出しているところも結構あって、審査して、終了後には報告会もさせていたりします。ここでも、まだまだいろいろなことができるんじゃないかと思います。

場所としては、この場所でやっていくということですので、その中で様々な工夫ができればいいと思います。ほかに何かこれだけ言っておきたいということがありますでしょうか。

【委員】 審議会からは、センターの今後の方向性として、開かれたイメージでお願いしますというようなフレーズを入れて、期待していますとすればいいのではないのでしょうか。

【委員】 特に市民会館の会議室等、行政の縦割りをできるだけなくして、各部局の連携を努めた上での開かれたセンターを期待します、という感じではないでしょうか。

【会長】 という感じかな。いいですか。それをまとめましょうか。

閉館中の活動とかは、どこか場所はあるのですか。

【男女平等推進担当課長】 閉館中、別の仮事務所を設けて、啓発に関する事業や、相談などは工夫をして継続していく予定です。

【会長】 市民団体の活動の場を確保してあげる必要もあるかも知れませんね。ほかによろしいでしょうか。いろいろと御意見をいただきましてありがとうございました。それでは、第4回の男女平等推進審議会を終わりたいと思います。皆さま、御協力ありがとうございました。